

法令遵守体制に+**Q**の仕組みを

あなたの手元に手堅く
条例の改廃情報が
届きます!

条例 お届け便



ISO14001

環境マネジメントシステムを維持していくうえで、業務に一番関係してくる自治体の条例などの情報を得ることができます。

コーポレートガバナンス・コード

企業経営における透明化や効率化を目指すうえで不可欠な、自治体の条例等の改廃情報をしっかりとキャッチできます。

自治体の条例や規則などの改廃情報を
メールでお届けします!

日本の法令と共に歩んで120年。企業の法令遵守をサポートします。

株式会社 **ぎょうせい**

自治体の条例改正対応は法令遵守の基盤



お客様からのご質問

ISO14001取得企業様

環境マネジメントシステムを維持していくにあたり、業務に一番関係してくる自治体の条例等の情報が、なかなか得られない。どうにかならないでしょうか。

コンプライアンス部ご担当者様

コーポレートガバナンス・コードを意識した企業経営をしていくために、必要な情報でしょうか。

実務者様

工場での廃棄物を処分する際の基準値が、いつのまにか変更されていました！少しの違いでも業務に影響してくるので、重要な情報です。変更されたことを知るすべがないのですが、対応可能でしょうか。

審査の際、条例等の改廃情報をチェックする仕組みを確立しました！と、体制強化を強力にアピールできます！

おまかせください！

ご希望の都道府県・市町村の改廃情報をメールでお届けします。これまで苦労していた情報収集作業が、待っているだけで、定期的にメールで受け取れます！

おまかせください！

企業経営における透明化や効率化を目指すうえで、業務に関係してくる自治体の条例等の改廃情報をしっかりとキャッチしていく必要があります。

おまかせください！

可能です。メールでご希望の自治体の改廃情報を受け取れますので、改廃があったことを確実に知ることができます。さらに、既に資料化されている状態のものが届きますので、上長への説明などにすぐ使うことができます。

お客様の条例改正チェック作業はいかがでしょうか？

自治体のホームページを一生懸命確認したけど、なかなか見つけ出せない

改正箇所を把握するのが不慣れでたいへんだ

改廃内容を資料化するために時間と手間がかかりすぎる

条例などの改廃情報をメールでお届けします！

条例お届け便は、業務に関連する自治体の条例や規則などの改廃情報を提供し、業務の効率化をサポートします。

条例お届け便 サービス内容

新旧対照表

(法対象事業後調査報告書等)	
第49条 法対象事業者は、 <u>第41号令第1号第1項第1号</u> に掲げる改廃に因難があらためその役が特にあらぬ改廃に因難があるものであるて、その改廃が改廃しないものとして規則で定められたに因難する改廃のための措置を実施したときは、改廃影響評価書改廃規則で定めるところによりその結果を記載した報告書(以下「改廃及び改廃に因難する改廃のための措置を実施した報告書」という。)及びこれを要した書類を作成し、市長に提出しなければならない。	改正前
2 法対象事業者は、規則で定めるところにより、法対象事業に係る工事に着手したときは当該工事に着手した日から起算して30日以内に当該工事に着手したときは法対象事業に係る工事が完了したときは当該工事が完了した日から起算して30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。	改正後
3 市長は、前項の規定により法対象事業者から法対象事業に係る工事に着手した旨が届け出されたときは、規則で定めたところにより、改廃のための措置を実施するに必要となるときは、当該法対象事業者に対し、指揮する調査報告書について調査を実施し、その結果を記載した報告書(以下「改廃及び改廃に因難する改廃のための措置を実施した報告書」といいう。)及びこれを要した書類を作成するよう指示することができる。	改正前
4 市長は、法対象事業後調査報告書及び改廃影響評価書改廃規則に記載された改廃のための措置を実施した報告書(以下「改廃及び改廃に因難する改廃のための措置を実施した報告書」といいう。)の提出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、法対象事業後調査報告書及び改廃影響評価書改廃規則で定めた方法で改廃のための措置を実施した報告書(以下「改廃及び改廃に因難する改廃のための措置を実施した報告書」といいう。)を公表し、法対象事業後調査報告書及び改廃影響評価書改廃規則で定めた方法で改廃のための措置を実施した報告書(以下「改廃及び改廃に因難する改廃のための措置を実施した報告書」といいう。)を公表するよう指示することができる。	改正後
5 第11号令第2項の規定は、法対象事業後調査報告書等について適用する。この場合はにおいて、「改廃」とは、「改廃及び改廃に因難する改廃」を意味する。 改廃及び改廃に因難する改廃のための措置を実施した報告書(以下「改廃及び改廃に因難する改廃のための措置を実施した報告書」といいう。)の提出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、法対象事業後調査報告書及び改廃影響評価書改廃規則で定めた方法で改廃のための措置を実施した報告書(以下「改廃及び改廃に因難する改廃のための措置を実施した報告書」といいう。)を公表し、法対象事業後調査報告書及び改廃影響評価書改廃規則で定めた方法で改廃のための措置を実施した報告書(以下「改廃及び改廃に因難する改廃のための措置を実施した報告書」といいう。)を公表するよう指示する。	改正前
6 第11号令第2項の規定は、法対象事業後調査報告書等について適用する。この場合はにおいて、「改廃」とは、「改廃及び改廃に因難する改廃」を意味する。 改廃及び改廃に因難する改廃のための措置を実施した報告書(以下「改廃及び改廃に因難する改廃のための措置を実施した報告書」といいう。)の提出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、法対象事業後調査報告書及び改廃影響評価書改廃規則で定めた方法で改廃のための措置を実施した報告書(以下「改廃及び改廃に因難する改廃のための措置を実施した報告書」といいう。)を公表し、法対象事業後調査報告書及び改廃影響評価書改廃規則で定めた方法で改廃のための措置を実施した報告書(以下「改廃及び改廃に因難する改廃のための措置を実施した報告書」といいう。)を公表するよう指示する。	改正後

新条文(見え消し)

条例等一覧

チェック対象となる条例等の改正・廃止の有無を記載した一覧です。

新規に制定された条例等があった場合も一覧に記載しますので、必要な情報を確実にキャッチできます。

新条文

条例等の改正を全て反映させ、最新の条文とした資料です。

改正前の条文を赤字取り消し線、改正後の条文を青字下線で表現した資料も添付しますので、条文全体をとおして改正箇所を確認したい際にご利用いただけます。

新旧対照表

条例等の改正箇所について、改正前後の条文を左右の比較形式で表現した資料です。

改正箇所のみ条項単位で表現していますので、ポイントを絞った確認の際にご利用いただけます。

原議(改め文)

新規制定又は改正・廃止する条例等です。

※原則として、原議を公開している自治体に限ります。

- ① チェック対象となる自治体(都道府県・市町村)の条例や規則などの一覧をお客様にご提供し、業務に影響する条例等をご指定いただきます。
- ② ご指定いただいた条例等の改正・廃止の有無を記載した一覧及び改廃情報資料をメールでお送りします。新規に制定された条例等の情報もお知らせします。
- ③ お届けは、自治体の条例等の改廃時期にあわせ、原則年4回程度となります。
- ④ 資料をお送りする対象条例等は、いつでも見直しできますので、ご安心ください。

※条例等改廃情報のご提供は、自治体のホームページ公開後となります。

業務に関する法令の改廃情報を届けし、
法令遵守体制をサポートします！

条例お届け便
と連携で
パワーアップ

法令改廃情報提供システム

インターネット経由で法令の改廃情報を確認できます。

情報の更新は、原則官報発行日の3営業日後。スピーディに情報を提供いたします。

ご提供内容

● 法令改廃情報

(見え消し条文/新旧対照表/公布法令
あらまし)

● メール配信サービス

(改正された関連法令をお客様にメー
ル通知いたします。)

● 各種検索機能

(改正年月日/種別番号/関連法令のみ
検索)

法令改廃情報提供システム
平成20年10月10日よりの官報を反映

お知らせ 関連規程類 法令改正 法令トピックス

改正年月日 (※施行日未確定を含む)
すべて 年 月 日 年 月 日

□ 正誤発生年月日検索

改正区分
すべて

種別
すべて

法令番号
[検索]

法令名称 (□ 新旧名称で検索)

□ 正誤情報のみ
□ 関連法令のみ (□ 改正あり)

検索 クリア

ヒット件数: 166件 1~50件 次へ>>

No.	正誤 △ 官報情報 △	改正対象法令	関連法令 △
1	H20/9/21 本紙 6663 号外 209	H20/9/21 一部改正 厚生労働省規制委員会規則10	H21/1/6 総理府令 122
2	H20/9/21 本紙 6663 号外 208	H20/9/21 一部改正 使用済料の再処理の事業に関する規則	S4/1/27 総理府令 10
3	H20/9/21 本紙 6663 号外 208	H20/9/21 一部改正 実用奨賞用厚生労働省規制委員会規則10	S5/12/26 通商産業省令 77
4	H20/9/21 本紙 6663 号外 208	H20/9/21 一部改正 厚生労働省規制委員会規則10	H20/4/1 厚生労働省規制委員会規則2
5	H20/9/21 本紙 6663 号外 208	H20/9/21 一部改正 特定保険医療機関及びその材料価格等の算定に関する規則	H20/9/23 厚生労働省告示 61
6	H20/9/23 本紙 6664	失効 ジャガイモシリシストセンチュウの緊急防除に関する規則	H20/9/23 農林水産省令 61
7	H20/9/23 本紙 6664	H20/9/23 一部改正 厚生労働省規制令	H12/6/7 政令 252
8	H20/9/23 本紙 6664	H20/9/23 新規制定 厚生労働省規制令	H20/9/23 政令 309
9	H20/9/23 本紙 6664	H20/9/23 新規制定 確定提出年会法等の一部を改正する法律の施行に伴う政令	H20/9/23 政令 310

法令改廃情報
提供システム
と連携で
パワーアップ

信頼・充実の法令コンテンツを最速の更新スピードでご提供します！

現行法令電子版 Super法令Web

我が国最高権威の法規集「現行日本法規」とICTが融合した法令データベースの決定版！

主な機能

● 施行時点検索機能

(現在、過去、未来時点の検索)

● 法令を読み解くガイド機能

(引用法令、参考条文、通知、条履歴)

● 充実の収録コンテンツ

(平成14年以降の過去履歴、官報掲載
法令、告示・通知・通達類も多数収録)

● TCKローライブラー(判例検索)との相 互リンクを実現(オプション契約)



会社法の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律

制定 平成17年7月28日法律第87号
最終改正 平成18年6月27日法律第91号
施行 平成17年8月1日施行 >>

表示 検索 出力 新規

AA [大] [中] [小] 見え消し 改正条項のみ表示

1/1ページ 前へ 次へ

第十七条 特例有限会社の株主総会以外の機関の設置については、会計法第三百二十六条第二項中「取締役会、会計監査人、監査役会又は指名委員会等」とあるのは、「監査役」とする。
2 特例有限会社については、会計法第三百二十八条第二項の規定は、適用しない。
(平成六年度第一回改正)
(取締役の任期に関する規定の適用除外)
第十八条 特例有限会社については、会計法第三百三十二条、第三百三十六条及び第三百四十三条の規定は、適用しない。
(取締役等の資格に関する経過措置)
第十九条 会計法第三百三十一条第一項(同法第三百三十五条第一項、第四百一章第四節及び第四百七十九条第六項第五百一十二条第一項(同法第三百三十五条第一項に準用する場合を含む。)の規定の適用については、旧有限会社法の規定(この節の規定によりなお以前の例によることとされる場合は、旧有限会社法の規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、会社法の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。
2 会計法第三百三十一条第一項第三項(同法第三百三十五条第一項及び第四百七十九条第六項第五百一十二条第一項(同法第三百三十五条第一項に準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際に旧有限会社の取締役、監査役又は清算人である者が施行六ヶ月前に犯した詐欺取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十号)及び第五百五条の規定による改正前の会社法(第五百八十二条第一項、第五百四十二条第二項及び第二百十一条第三項及び第五百二十一条において「会社法」という。)第三百三十一条第一項第三項に規定する詐欺取引法(昭和二十四年法律第二百二十九号)、会社更生法(昭和二十四年法律第二百五十五号)又は破産法(平成十六年法律第七十五号)の罪により刑に処せられた場合におけるその者の第二百三十二条第一項の規定により存続する株式会社の取締役、監査役又は清算人としての継続する在任については、適用しない。
(平成六六年、平成六九年、一部改正)
(役員等の行為に関する経過措置)
第二十条 ある者が旧有限会社の取締役、監査役又は清算人として施行日前にした又はすべきであった旧有限会社法又は旧有限会社法において準用する第五百一十二条の規定による改正前の商法(昭和三十二年法律第四十八号。以下「旧商法」という。)に規定する行為について、当該行為をした又はすべきであった日に、それぞれその者が第二百三十二条第一項の規定により存続する株式会社の取締役、監査役又は清算人としてした又はすべきであった会社法の相当規定に規定する行為とみなす。
(取締役に関する規定の適用除外)
第二十一条 特例有限会社については、会計法第三百四十九条第三項及び第四項並びに第三百五十七条の規定は、適用しない。
(業務の執行に関する検査役の選任に関する経過措置)
第二十二条 会計法第三百五十九条の規定の適用については、施行日前に旧有限会社がした業務の執行は、当該業務の執行の日に、第二百三十二条第一項の規定により存続する株式会社がしたものとみなす。

※『現行日本法規』は、法令編纂の最高権威である法務省が、国の事業として編集した我が国唯一の総合法規集です。
昭和24年の発刊以来今まで、法務省と当社が力を合わせることで、他の追随を許さない精度の高い総合法規集として信頼と伝統を守りつづけています。

お問い合わせ先

●仕様は予告なく変更することがあります。



株式会社 ぎょうせい

法令例規事業部 東京都江東区新木場1-18-11

TEL: 03-6892-6675 (代表) E-mail: Digital_Support@gyosei.co.jp
URL: https://gyosei.jp/business/law/reorganization_rule/

2017.02